

「農村地域への産業の導入に関する基本計画」の概要

農村地域への産業の導入に関する国の基本方針が変更されたことに伴い、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第4条第1項の規定に基づき、県の「農村地域への工業等の導入に関する基本計画」を次のように変更する。

1 農村地域への産業の導入の目標

（1）導入業種の選定の考え方

農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。導入すべき産業の業種については、以下の考え方に即して、市町が定める実施計画において具体的に記載することとする。

- ・ 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること
- ・ 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること
- ・ 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること
- ・ 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること
- ・ 農業用施設において営まれる農業を業種として選定することも認められること

（2）産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

産業導入地区の区域の設定及び見直しは、次に掲げる方針に基づいて設定する。

- ・ 各種土地利用計画と整合を図り、関係部局等と調整を行うこと
- ・ 過去に造成された工業団地等の活用を優先すること
- ・ 立地ニーズや事業の見通しを踏まえること

（3）配慮事項

- ・ 導入企業と地域産業との交流の促進
- ・ 地域の雇用動向を踏まえた企業の導入

2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

地域を支える農業の担い手の確保・育成及び集落営農の推進に十分配慮しつつ、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健

康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方環流の円滑化に努める。

3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

食料・農業・農村基本計画や農林水産業・地域の活力創造プランで示された政策の方向、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び「やまぐち農林水産業振興計画」に基づき、農業構造の改善を図るよう努める。

4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

産業導入地区の設定等について、やむを得ず当該地区に農用地等が含まれる場合においては、地域の実情を踏まえつつ、施設用地と農用地等との利用の調整を行う。

5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するため、産業基盤の整備や生活基盤をはじめとする定住条件の整備を進め、ゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

農業従事者のほか、地域住民や地域への移住者等が円滑に就業することを促進するため、導入企業の雇用情報の収集及び提供、職業紹介の充実、職業能力開発等を推進する。

7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

農村地域への産業の導入を契機として、農業構造の改善を図るため、「やまぐち農林水産業振興計画」に基づき、担い手の育成・確保及び農業生産基盤等の整備を推進する。

8 その他必要な事項

農村地域への産業の導入に当たっては、環境の保全や遊休地解消に向けた取組、企業撤退時のルール等のほか、目標の達成をはじめ適切な制度運用の確保を図るため、フォローアップ体制を確保するよう努める。